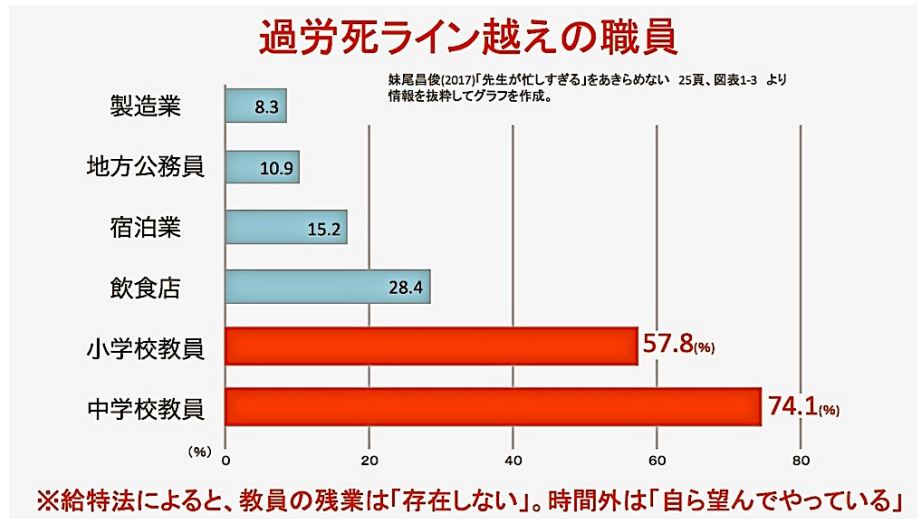


インターネット署名活動 (Change.org)

子どもたちに教育の質を保障する為 ブラック残業の抑制を！ 教員の残業代ゼロ法「給特法」を改正して下さい



私は、現職教員です。学校に勤めて6年、毎年のように心の病で倒れる同僚を見てきました。このままでは教育の質は保障できない…生徒に申し訳なく感じます。現場は今、相当に疲弊しています。教員の日常、有名な話が「トイレに行く時間もない」「食事の時間は5分」。

国の調査では、中学校教員の一日の休憩時間は約10分でした。家に帰っても授業準備、テスト作成、採点…。

国会では、いわゆる残業代ゼロ法案が議論されていますが、公立教員の残業代ゼロ法“給特法”は、すでに50年前に制定されました。それが、どのような結果をもたらしたのか…。画像の通り、どの業種よりも酷い時間外労働が発生しています。小学校教員の5割以上、中学校教員の7割以上が過労死ラインです。

ブラック部活が問題になっていますが、部活のない小学校でも過酷な時間外労働が発生しているのです。なぜでしょうか。

その鍵となるのが、給特法です。現状とかけ離れた給特法は、すぐにでも抜本改正して欲しいと訴えます。

私は、お金が欲しいから訴えているのでは決してありません。残業には残業代等のペイが発生する。そうやって初めて、残業を抑制しようという意識が生まれるのです。

また私は、教員のことだけを考えているのではありません。学校はブラックだということが認知されてきました。教員志望者は減る一方です。採用倍率の低下は、確実に教育の質を落とします。教員の不幸事も、ますます増えることになると思います。このような学校に、大切な子どもを通わせる事ができるでしょうか。

国の根本が揺らいでいる事態であると、現場にいて日々感じます。

▼給特法って何？なぜ残業が増えるの？

給特法は、1971年に制定された法律です。

この法律で「原則として教員には時間外勤務を命じない」が決まりました。当然、残業代は発生しません(代わりに月給の4%が教職調整額という名目で支給されています)。

しかしこの数十年、学校への要求は肥大化し、「やらなければならないこと」が増えていきました。このやらなければならない残業を、給特法は「教員が好きでやっていること」と規定するのです。

教員は4%の定額でいくらでも働かせる事ができると、管理職も業務削減への意識を持ちません。こうして、時間外労働は無限に広がっていきました。

問題は、残業時間だけに留まりません。

これは勤務ではなく教員が好きでやっていること。

だから過労で倒れても、不幸にも亡くなったとしても、それは自己責任だとされています。

公務災害が認められることはほとんどありません。

裁判所も教員を守ってくれません。

▼私が訴えたいこと

安倍総理、並びに国会議員の皆さんに訴えます。

国の未来は教育にかかっています。

教育無償化も大切ですが、教育を担う教員の過酷な労働環境を、見て見ぬ振りをしてしないで下さい。

働き方改革国会と言うのであれば、教員の働き方にもメスを入れて下さい。

長時間労働を抑制するよう、給特法を改めて下さい。

中教審、文科省の皆さんに訴えます。

学校の働き方改革と言うのであれば、給特法の抜本改正に向けた議論を行なって下さい。

これをご覧になって下さった皆さん、お願いします。このままでは、日本の公教育は衰退します。

しかし…私は、諦めたくはありません。

教員の長時間労働の根源である給特法の改正に、力を貸して下さい。

【給特法改正の具体的提案】

▼求める改正後の姿

- ① 長時間労働が抑制されるような改正が必要です。やらざるを得ない残業は、残業と認めて下さい
- ② 残業には労基法で定められた残業代を支払う等、十分な措置をとって下さい
- ③ 残業時間には上限を設定して下さい
- ④ 部活動顧問については教員の本来業務ではないと明確にし、顧問をする・しないの選択権を保障して下さい
- ⑤ 給特法が改正されるからと言って本来残業はあってはならず、管理職が労務管理をしっかりと行なうべきことを明記して下さい

▼このような改正は求めません

- ① やらざるを得ない残業が残業と認められないこと
- ② 4%の教職調整額を増やすだけの、現状を追認するような小幅改正
- ③ 給特法改正に伴って部活動顧問を正式な職務とし、望まない教員に顧問の職務命令が行われること

【呼びかけ人】

斉藤ひでみ

【呼びかけ賛同人】五十音順

市川昭午 国立大学財務・経営センター名誉教授

内田良 名古屋大学准教授

大内裕和 中京大学教授

工藤祥子 全国過労死家族の会 公務災害担当

佐々木亮 弁護士

佐藤学 東京大学名誉教授

塩見卓也 弁護士

嶋崎量 弁護士

高須裕彦 法政大学特任研究員

苫野一徳 熊本大学准教授

広田照幸 日本大学教授

藤田英典 東京大学名誉教授

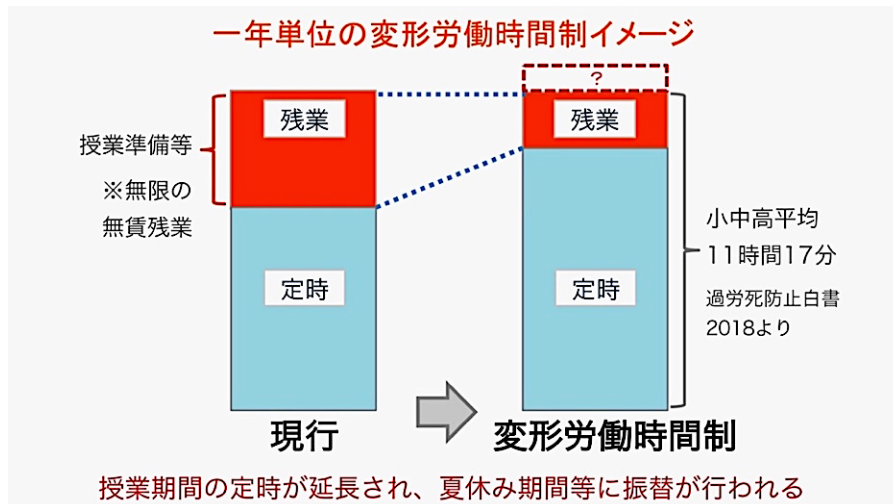
松丸正 弁護士

山口俊哉 過労死遺族

渡辺輝人 弁護士

インターネット署名活動 (Change.org)

【緊急署名】子どもたちの為にも これ以上教員を疲弊させないで…
定時を延ばし 残業を隠す「変形労働時間制」は撤回して下さい！



これが通れば、より多くの同僚が倒れてしまうかもしれない…。

居ても立ってもいられず、署名を募ることにしました。

私は、現職教員です。

今、公立学校に「一年単位の变形労働時間制」を導入するという改革がなされようとしています。

現場に身を置く私は、これにより、過労教員がますます増えるのではないかと懸念しています。

早期退職者も増え、学生は教育現場を敬遠、人手不足がますます深刻化するのではないかと恐れています。

私生活をなくし、疲弊しきりながら、仕事に追われる…。

教員の心身の状態は、間違いなく、子どもの教育にはね返ります。

ぜひ教員や教員家族の方、広く社会の皆さんに考えてもらい、署名とともに「コメント」を寄せてもらいたいと思いました。

私はそのコメントを、国会に届けます。

▼一年単位の变形労働時間制とは

「一年単位の变形労働時間制」とは、画像のように、授業期間の定時を延ばし、その分の振替を夏休み期間等に持っていくという制度改革です。

確かに、こうすることで「統計上の残業時間」は減らすことができます。

しかし、過酷な勤務実態は何も変わりません。

それどころか、次のような環境悪化が予想されるのです。

▼予想される環境悪化

① 過労で倒れる教員が増える

過労で倒れる教員が多いのが、長期休みまでの期間だと言われています。

どこかでまとまった休みが確保されるとしても、そこに辿り着くまでに倒れてしまうのです。日々の疲れは、短期のうちに回復させなければなりません。

教員も人間なんです。

② 我が子を迎えに行けない・介護が減り立たない

子育て世帯や介護世帯など、どうしても17時に帰らなければならない教員がいます。定時が延長されると、19時まで学校に残らざるを得ない、ということも起こり得ます。

延長された定時まで、みっちり会議等が詰め込まれることは明白です。

③ 定時後の「無限・無賃残業」は変わらない

今回の改革は、残業を残業と認めない「給特法」の仕組みを大きく変えないでなされるということです。

つまり、定時後に「自発的」の名の下で強いられる「働かせ放題」の実態は変わりません。定時までは定められた全体の仕事をし、授業準備など個人の「残業」は時間外に余儀なくされることが容易に想像されます。

④ 部活顧問が職務命令される

部活顧問について、文科省の見解は「所定労働時間内に限り職務命令できる」です。定時が延長されることで、部活顧問は正式に職務命令可能となります。

「部活顧問が辛すぎる、本来任意のはずでは…」という声の高まりの中で、全員に顧問を強いる環境が整おうとしています。

⑤ 年休は使えない

夏休みに振替で休んでもらうということですが、これは言わば「代休」であって、年休の消化にはなりません。

現在、唯一と言って良い年休消化の機会が夏休み期間ですが、制度導入後、一年を通して年休を使う機会はなくなります。

⑥ 夏もおそらく休めない

夏休み期間に、あらかじめ定められた休日が設けられても、休める保証はありません。夏休み期間だって、暇ではないのです。

現在の土日同様、「自発的」な部活指導や校内事務を余儀なくされることが予想されます。また、夏休み後に向けて家で授業準備をせざるを得ない…ということも起こり得ます。

▼ではどうすれば良いのか

この制度改革について、私が最も不審に思う点は、「夏休み期間に十分休んでもらうため」という理由で進められようとしていることです。

この理由が真ならば、無理矢理に制度をいじらなくても、岐阜市がすでに行っているように、2週間ほどの長期閉庁期間を設ければ良いだけのことです（閉庁期間とは、対外対応や会議等の仕事を入れない期間のこと）。

閉庁期間は年休で存分に休んでも良いし、授業準備を進めたい教員は閉庁期間に年休を取らず出勤して、静かな校舎内で個人の仕事を進めれば良いのです。

「夏休み期間に十分に休んでもらうため」に「一年単位の変形労働時間制を導入する」というのはおかしい理屈であり、そこには別の目的があるとしか考えられません。

それは、「統計上の残業時間を減らすため」であり、「部活顧問の選択権を求める声を抑えるため」であると、私は感じています。

そもそも「一年単位の変形労働時間制」は公務員には適用できない制度なのです。

それを、「教育公務員は他の公務員と違い特殊である」と規定する「給特法」に追記する形で制度を導入するということにも、強い憤りを感じます（給特法の改悪です）。

▼一人一人の考えを伝えることが重要です

この改革は、現場の意見を何ら聴くことなく、進められようとしています。

今、大切なのは、一人一人が考えを発することだと思います。

そのためのプラットフォームが必要だと考えました。

今回の署名は、署名数よりも「コメント」を国や自治体に届けたいという思いから始めました。

私たちは、何を望むのか、何を望まないのか。

どうか、署名とともにメッセージをお寄せ下さいますよう、お願い致します。

【呼びかけ人】

・斉藤ひでみ

公立学校教員

給特法の改正を求める署名 発起人

・工藤祥子

全国過労死を考える家族の会 公務災害担当

神奈川過労死等を考える家族の会 代表

【後援】五十音順

・学校の働き方を考える教育学者の会

・教職員の働き方改革推進プロジェクト

・全国過労死を考える家族の会

【呼びかけ賛同人】五十音順

- ・青木純一（日本女子体育大学 教授）
- ・石川英志（岐阜大学 教授）
- ・伊住継行（IPU 環太平洋大学 講師）
- ・市川昭午（国立大学財務・経営センター 名誉教授）
- ・岩田一正（成城大学 教授）
- ・内田良（名古屋大学 准教授）
- ・梅原利夫（和光大学 名誉教授）
- ・大内裕和（中京大学 教授）
- ・岡崎渉（兵庫教育大学 助教）
- ・小澤浩明（東洋大学 教授）
- ・片山悠樹（愛知教育大学 准教授）
- ・神永典郎（白百合女子大学 教授）
- ・久保富三夫（立命館大学 教授）
- ・久保田英助（愛知学泉大学 教授）
- ・神代健彦（京都教育大学 准教授）
- ・佐久間亜紀（慶應義塾大学 教授）
- ・佐藤学（東京大学 名誉教授）
- ・塩見卓也（弁護士）
- ・茂野賢治（東京工芸大学 教授）
- ・嶋崎量（弁護士）
- ・高井良健一（東京経済大学 教授）
- ・高橋幸美（高橋まつりの母・過労死等防止対策推進協議会 委員）
- ・田中裕喜（京都ノートルダム女子大学 教授）
- ・知念渉（神田外語大学 講師）
- ・鶴田麻也美（昭和女子大学 専任講師）
- ・寺西笑子（全国過労死を考える家族の会 代表）
- ・戸田竜也（北海道教育大学釧路校 准教授）
- ・苫野一徳（熊本大学 准教授）
- ・中澤篤史（早稲田大学 准教授）
- ・仲田康一（大東文化大学 准教授）
- ・長谷川裕（琉球大学 教授）
- ・林茂樹（摂南大学 准教授）
- ・樋口修資（明星大学 教授）
- ・平松隆円（東亜大学 准教授）
- ・広田照幸（日本大学 教授）
- ・本田由紀（東京大学 教授）
- ・松野哲哉（奈良教育大学 院生）
- ・松丸正（弁護士）
- ・光永悠彦（名古屋大学 准教授）
- ・森克己（鹿屋体育大学 教授）
- ・矢田匠（ユヴァスキュラ大学 奨学研究員）
- ・山口俊哉（過労死遺族）
- ・山本俊郎（日本福祉大学 教授）
- ・渡辺雅之（大東文化大学 准教授）

文部科学大臣さま

署名 **C.**
change.org

給特法を改正 して下さい！

【求める改正・求めない改正】

- ① せざるを得ない残業は残業と認めて下さい
- ② 残業には残業代等の対価を支払って下さい
- ③ 残業時間に絶対の上限を設けて下さい
- ④ 部活顧問の選択権を保障して下さい
- ⑤ 残業ゼロの職場を管理職責任で実現して下さい
- ⑥ 現状を追認するような改正は求めません
- ⑦ 部活顧問を正式な職務とする改正は求めません

コメント
2,626

賛同者

38,850

2019年10月26日付

文部科学大臣さま

署名 
change.org

変形労働制は 撤回下さい！

- ① 統計上の残業時間が減り改革が進まなくなる
- ② 延長した定時に合わせて仕事が増える
- ③ 夏休み前に倒れてしまう
- ④ 子育て・介護世帯が働き辛くなる
- ⑤ 残業は結局「自発的」なので規制が働かない
- ⑥ 部活顧問の強制が強まる
- ⑦ 年休を使う機会が失われる
- ⑧ 夏に休める保証はない

コメント
665

賛同者

33,155

2019年10月26日付